

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

施策4-① 妊娠期からの切れ目のない支援

施策4-② 地域で支える健やかな成長への支援

施策4-③ 子どもの居場所づくりと育成支援

施策4-④ 学校教育の充実

施策4-① 妊娠期からの切れ目のない支援

目指す姿

切れ目のない支援が受けられ、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。

現状と課題

妊娠期のゆりかご面談、子育て期の育児相談、こんにちは赤ちゃん事業では、産後うつの早期発見、早期支援や随時、専門職による電話、面談、訪問による個別支援を実施するなど顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる体制を整えています。

初めての出産を迎える方には、ママパパ学級を実施し、必要な知識の啓発、相談窓口の案内等を行っています。また、乳幼児健診を実施し、健やかな成長の確認や育児の相談等を実施しています。

また、各施設で実施している子育てひろば事業では、仲間づくりや交流の場、子育て家庭の相談の場として、相談に訪れた方の居場所になっていますが、妊娠・出産・育児に関する悩みや心配事を把握するだけでなく、関係機関で協力連携し、信頼関係を構築した上で適切に寄り添った支援を実施することが必要です。

発達段階に応じた支援として、乳幼児健診、心理相談、心理経過観察グループ、ことばの相談、発達検診等を実施し必要に応じて児童発達支援センター等専門機関へつなぎ、切れ目のない支援と適切な療育の紹介を実施しています。

また、公立保育園及び私立保育園にて、発達等で気になる児童の保護者を対象に、専門医による親子面談を実施し、保護者の負担の解消や保育への対応につなげています。

子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）では、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが必要に応じて情報を共有するなど連携し、発達や成長過程に応じた切れ目のない支援を行っていますが、自分から相談できない又は相談したくても相談機関までつながることができない家庭への相談支援の検討が必要です。

これまで保育の質と量の確保を図ってきましたが、低年齢児において保育園の待機児が若干発生している状況にあり、引き続き待機児の解消を図るとともに、今後の保育需要を捉えて弾力的な運用を検討する必要があります。

また、子育て家庭に取り巻く環境の変化に対応するため、ニーズの高い一時保育や病児保育・病後児保育室等のほか、国において予定しているこども誰でも通園制度（仮称）等への対応も含めて各種保育サービスの充実を図る必要があります。

児童福祉と母子保健の連携により全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うための機関であるこども家庭センターを設置しました。こども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等の母子保健事業や学校、子育て支援機関、医療機関や児童相談所等と連携しながら児童虐待の早期発見、早期対応等を行っています。

必要に応じて、発育・発達をフォローする事業につなぎ、より専門的な相談を要する場合は、児童発達支援センター等と連携を図りながら、養育支援が必要と判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言や必要な在宅サービスにつなぐなどの支援を行っています。

各家庭の課題が多様化しており、健康面だけでなく、社会的、経済的課題に対応できるよう、関係機関の連携がより一層必要です。

施策4-② 地域で支える健やかな成長への支援

目指す姿

地域全体で子どもたちの成長を支える意識が醸成され、子育て家庭が悩みを抱え込むことなく、子どもたちが健やかに育っています。

現状と課題

多世代・多機能型交流拠点では、子どもの預かり、自宅での困りごとサポートや乳幼児とその家族向けのスペースの提供といった子育てを支援する取組が行われています。

また、ファミリー・サポート・センターでは住民同士による子育て支援活動を行っています。ファミリー・サポート・センター協力会員の負担や不安を軽減し、より協力会員を増やすための制度の周知や取組が必要です。

子育て中の親子の交流や子育てに関する不安等の解消のため、参加型等を含めた各種講座を開催しています。孤立した環境での子育てにより引き起こされる親の不安感・負担感等を軽減するため、各種情報提供等の親支援とともに、同世代と関わりながら成長できる機会の提供など地域で子育てを支えていく取組を推進していく必要があります。

令和5年に狛江市多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」を開設し、誰でも立ち寄れる交流の場、地域の相談窓口、地域づくりの機能を有し、気軽に立ち寄って交流することができるだけでなく、さまざまな相談に対し、専門機関等と連携した支援や町会、民生委員・児童委員、福祉のまちづくり委員会、運営協力者であるサポーターズ等と連携した地域課題の把握・解決を行い、地域の住民が気軽に集える居場所となっているものの利用者が児童に偏っており、今後は子どもから高齢者まで誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、多世代が緩やかに出会い、関わり合うことのできる場を提供していくことが必要です。

子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもの生きる権利や育つ権利といった子どもたちの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のためにも、その理念を市全体で共有する仕組みが必要であり、更にその理念を市全体で共有できるよう、子どもを含めた市全体への普及啓発や条例等の適切な運用や実践を図ることが必要です。

施策4-③ 子どもの居場所づくりと育成支援

目指す姿

子どもたちの居場所が確保され、気軽に交流・相談できる環境が整っており、子どもたちが安心安全にいきいきと暮らしています。

現状と課題

学童クラブ需要については、児童数の増をはじめ、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会情勢の変化を受け、年々増加傾向にあります。申込者数の増加により、待機児童が発生していることから順次施設拡充等を行い、入所者数を拡充するとともに弾力的な受け入れを行っています。今後は、更なる学童保育のサービス拡充に向けて、民間委託等の手段の検討を進める必要があります。

プレーパークにおいては、コロナ禍においても屋外の施設であったため、利用者数が拡大し、様々な子どもたちの居場所として機能しています。

身近な居場所として児童館において、様々なイベント等を実施しており、利用者数は年々増加しています。地域におけるサードプレイスの確保の一助とするため、地域の活動団体とともに子どもの居場所事業を実施しています。

対人関係をつくる力をつける機会の少ない子どもたちに対し、学校でもなく、家庭でもない居場所を用意することで子どもたちにとって安心して過ごせる場所が必要であるとともに市内の子どもの居場所として場所の選択肢を増やしていく必要があります。

ひとり親家庭等学習支援事業を実施し、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図っています。生活相談窓口（こまYELL）では子どもの学習・生活支援事業を実施しており、学習や生活習慣づくりを支援しています。両事業とも利用希望が増加しており、効果的かつ効率的な事業展開を検討する必要があります。

また、子どもが地域から孤立することがないよう、様々な状況にある子どもたちが、それぞれの特性に合った居場所と感じられる場所が地域に点在するなど、地域の子どもの居場所を確保していく必要があります。

小中学校における不登校児童・生徒の出現率は増加傾向で推移しており、不登校の主たる要因としては、無気力・不安が多い状況であり、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要な心理的ケアを継続していく必要があります。

また、様々な状況から生きづらさを抱える若者を対象とした若者相談事業を開始し、定期的な相談の場を設けています。

不登校傾向や不登校で悩んでいる児童・生徒保護者向けに相談窓口、医療機関、居場所等を記載したパンフレットを作成し、周知を図っています。子ども向けの相談先が数多くあるということを、当事者である子ども達により広く周知することが課題です。

市内にフリースクールが不足していることや費用面での負担が影響する場合もあり、学校以外の居場所についても検討する必要があります。

施策4-④ 学校教育の充実

目指す姿

安心して意欲的に学べる質の高い学習環境が整い、確かな学力や生きる力が育まれています。

現状と課題

令和3年度には、狛江第三中学校に自閉症・情緒障がい固定学級を設置し、狛江第三小学校あおば学級の卒業後の進路を確保しました。また、子どもや保護者が気軽に相談できるよう小学校に臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラー・専門教育相談員、発達とことばの相談員を、中学校にスクールカウンセラーを派遣しています。

児童・生徒の居場所の確保や学習機会の保障という視点で、不登校対応や特別支援教育の理解啓発に努め、個に応じた指導や支援の充実を図る必要があります。

各学校で道徳教育年間指導計画に基づき、学校全体で道徳教育に取り組んでいます。また、年3回以上のいじめ防止に関する授業やSOSの出し方に関する教育等、いじめの理解や生命の尊さを学ぶ授業を展開しています。また、オンラインでWEBQUを実施し、活用方法や児童・生徒への具体的なアプローチ方法についてコンサルティングを実施しています。

不登校児童・生徒を増やさないためにも、魅力ある学校づくりを支援することや、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の在り方の検討が必要です。

市内に設置した通学路防犯カメラの適切な維持管理、通学時間帯の通学路の見守りや通勤途中にパトロール等を行う学校安全ボランティア活動を行っており、ボランティア登録者について、引き続き担い手の確保に努めていく必要があります。

学校校舎については、各学校の老朽箇所に加え、学校運営に支障が出ないように改修を進めていく必要があります。

GIGAスクール構想等を踏まえ、ICT機器等の新しい学びを支える環境の整備と機器の活用等、情報機器やデジタル教材等の活用を推進するため、児童・生徒へ1人1台タブレット端末を配備し、タブレット端末を活用した授業の推進やプログラミング教育等を実施し、効果的な学習の充実を図っています。

児童・生徒によるインターネットの利用に関するトラブルも発生しており、利用に当たっては危険を伴うものであることについても触れながら、社会の一員として責任を持って行動できるように学校と家庭、携帯電話・インターネット接続事業者等が連携し、継続して指導していく必要があります。